

# 子育て世帯臨時特例給付金について

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うもの。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

## (1) 名称

子育て世帯臨時特例給付金

## (2) 実施主体

市町村（特別区を含む。）

※ 公務員を含む地域住民に対し、市町村が一元的に支給（児童手当は、公務員の所属庁が支給）

## (3) 支給対象者

基準日における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。

## (4) 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。

※ 1 基準日に生まれた児童も対象に含める。

※ 2 基準日より後に生まれた児童や基準日以後に死亡した児童は対象外。

※ 3 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。

ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等は除く。

## (5) 基準日

平成26年1月1日（臨時福祉給付金と同日）

## (6) 給付額

対象児童一人につき1万円

## (7) 費用

全額国庫負担（10／10）

※ 実施にかかる事務費についても、全額国庫負担

# 「好循環実現のための経済対策」（抄）

## （平成25年12月5日閣議決定）

### 第2章 具体的施策

#### IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和

消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう、  
経済政策パッケージに基づき駆け込み需要とその反動減等に対応した給付措置及び  
低所得者への影響を緩和するための給付措置を講ずるとともに、子育て世帯への影響  
を緩和するための給付措置を講ずる。

（略）

- ・簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））（厚生労働省）
- ・子育て世帯に対する臨時特例給付措置

# 子育て世帯臨時特例給付金（対象者）

## 支給対象者

- 基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。
  - ※1 基準日に生まれた児童については、平成26年2月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者。
  - ※2 基準日以後に死亡した場合には、配偶者等に支給する方向で検討中。
  - ※3 児童手当と同様、支給対象者がDV加害者である場合は、児童を同伴するDV被害者（配偶者）に支給する方向で検討中。

## 対象児童

- 支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。
    - ※1 基準日に生まれた児童も対象に含める。
    - ※2 基準日より後に生まれた児童や基準日以後に死亡した児童は対象外。
    - ※3 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。
- ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者（\*1）及び生活保護の被保護者（\*2）等は除く。

（\*1）消費税率の引上げに伴う影響の緩和という点において、臨時福祉給付金と同様であることを考慮して、対象外としている。

### ＜臨時福祉給付金の対象者＞

- 市町村民税（均等割）が課税されていない者から、以下の者を除いたもの。
- ・ 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
  - ・ 生活保護制度内で対応される被保護者等

（\*2）生活保護の被保護者については、平成26年4月に消費増税による負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定を行うことを想定しているため、対象外としている。

# 子育て世帯臨時特例給付金（給付額）

## 金額

- 対象児童一人当たり1万円。

## 考え方

- 消費税率引上げに際し子育て世帯への影響を緩和する等の観点から実施するものであり、臨時福祉給付金の給付額を参考に、対象児童一人当たり1万円としたもの。

## 支給回数

- 今回の給付措置は、臨時特例的に行うものであり、1回限りで支給する。

# 子育て世帯臨時特例給付金（支給手続）

## 支給手続

- 支給対象者は、原則として、基準日（平成26年1月1日）時点の住所地の市町村（特別区を含む。）に対して、支給の申請を行う。
- 申請を受け付けた市町村は、児童手当の受給状況、前年の所得、臨時福祉給付金の受給資格等について審査の上、支給対象者に対して支給を行う。
  - \* 基準日より後に転居をした場合であっても、転入先ではなく、1月1日時点の住所地の市町村が支給を行う。
  - \* 市町村が地域住民（公務員を含む。）に一元的に支給。
- ※ 子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当の上乗せではなく、子育て世帯への消費税の影響緩和等の観点から支給するもの。
- ※ 市町村における円滑な事務実施のため、公務員については、例えば以下のような措置を検討。
  - ・支給対象者を容易に判断できるよう、平成26年1月分の児童手当受給者である旨の証明書を所属庁が発行。
  - ・公務員への申請勧奨は、一義的に各所属庁において実施し、申請漏れが生じないよう徹底。

# 子育て世帯臨時特例給付金（予算措置等）

## 経費

- 子育て世帯臨時特例給付金に要する経費については、平成25年度補正予算案に1,473億円を計上している。

(内訳)

- ・給付費 1,271億円
- ・事務費 202億円（うち、地方公共団体分 200億円）

## スケジュール等

- 支給時期については、各自治体において、準備が整い次第支給する。  
＊ 消費税率引上げの影響を緩和する等の趣旨に鑑み、臨時福祉給付金の支給スケジュールを踏まえつつ、支給する。